

豊中市立南丘小学校P・T・A会則

第一章 名 称

第一条 本会は豊中市立南丘小学校PTAという。

第二章 目的と活動

第二条 本会は父母と教職員が協力して、学校・家庭及び社会における児童の福祉を推進することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

- 一、よい父母、よい教員となるようにつとめる。
- 二、学校と家庭及び会員相互の緊密な連絡によって児童の健全育成に協力する。
- 三、教育環境を充実することにつとめる。

第三章 方 針

第四条 本会は次の方針に従って活動する。

- 一、本会は宗教及び政治活動に関与しない。
- 二、本会は営利を目的としない。
- 三、本会は自主独立のものであつて、他のいかなる団体の干渉も受けない。
- 四、本会は児童、青少年の福祉増進のため活動する他の団体と協力する。
- 五、本会は学校の管理や教職員の人事について干渉しない。

第四章 会 員

第五条 本会の会員は次のとおりとする。

- 一、本校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者以下父母という。
 - 二、本校に勤務する教職員
 - 三、1、一、二の者は、加入意思を示すため、入会届の提出もつて会員となる。
 - 2、年度の切り替わりでは、次年度加入継続の意思を確認する。
 - 3、本会の退会は、会長宛てに退会届の提出をもって退会とする。ただし、卒業や転出による場合はこの限りでない。
- 一、父母それぞれ一会員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第六条

- 二、この会則において会員数、出席者数及び議決権行使書数の集を行う場合には、会員の家庭数単位で集計する。

第五章 会 計

第七条 本会の経費は会費、自発的な寄付金その他の収入によって支弁する。

第八条 本会の会員は会費を支払わねばならない。

第九条 本会の会費は月額一家庭四〇〇円として、学期毎に納入する。

第十条 本会の経理は総会で認められた予算に基づいて行なわれ会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第十一条 本会の会計年度は四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第六章 役員及び会計監査委員とその選出

第十二条 本会には次の役員及び会計監査委員をおく。

- 一、役員
 - 会長 一名
 - 副会長 二名
 - 書記 一名
 - 会計 一名
- 二、会計監査委員 二名

第十三条 役員及び会計監査委員の任務は次のとおりとする。

- 一、役員の任務

- ① 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

- ③ 書記は総会、運営委員会の議事及び本会活動に関する事項を記録し、これを保持するとともに庶務事項を担当する。
- ④ 会計は総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、会計諸帳簿を整備し、年度末総会において会計監査の監査を経た決算報告をする。

二、会計監査委員の任務

経理状況を監査し、原則十月に定例監査を、原則四月に決算監査を行い総会にて監査の結果を報告する。

第十四条

役員及び会計監査委員の選出は次の方法で行う。

- 一、役員及び会計監査委員に立候補を希望するときは、運営委員会に原則十二月中に届け出ることができる。
- 二、役員及び会計監査委員の候補者を定めるため、原則十二月中に選挙委員会を設ける。
- 三、選挙委員会は次の十名で構成する。
 - ① 役員より三名、役員を除く各委員会より一名。但し左記の選出については、各互選による。
 - ② 教職員より二名 教職員の互選によって二名を選出する。

四、選挙委員の氏名は委員会の設立と同時に全会員に通告する。

五、選挙委員会は本会の会員の中から役員及び会計監査委員を各定数以上選挙し、本人の同意を得て、役員選挙の原則五日前までに候補者氏名を全会員に通告する。

ただし第二十二条 一、③に基づき三月総会を開催しない場合に限り以下の手続きを行う。

- ① 選挙委員会は候補者氏名を全会員に通知し、通知日から原則一週間以内に全会員による信任投票を文書にて行う。
- ② 信任投票は全会員の五分の一以上の有効投票数が必要とする。また有効投票数の過半数以上の信任票をもって承認されたものとする。
- ③ 選挙委員会は②の結果を原則三月末日までに全会員報告する。

六、役員及び会計監査委員の候補者が定数を超え、総会にて選挙を行う必要があるときは、会長の指名により選挙管理委員会を設け、選挙事務を行う。

七、選挙委員会はその選挙した役員及び会計監査委員で欠員を生じ、充足の必要あるときは五、に従つて処理する。

八、役員及び会計監査委員、健全育成会を一度担えば、以後、役員選挙の対象外となる。但し再任は妨げない。

第十五条

役員及び会計監査委員の任期は一カ年とし、毎年四月一日より翌年三月末までとする。但し再任は妨げない。

第十六条

役員及び会計監査委員の任期中やむを得ない事情により欠員が生じた場合は、運営委員会にはかり選出する。

第七章 委 員 会

第十七条

本会に次の委員会をおき、委員長、副委員長、及び委員をおく。

- 一、文教保健委員会 委員長一名 副委員長一名 委員若干名
- 二、広報委員会 委員長一名 副委員長一名 委員若干名
- 三、施設委員会 委員長一名 副委員長一名 委員若干名
- 四、地区委員会 委員長一名 副委員長一名 委員若干名
- 五、学級委員会 委員長一名 副委員長一名

委員各学級より若干名

第十八条 各委員会の事業内容は次のとおりとする。

- 一、文教保健委員会
成人教育の企画、運営にあたり会員としての教養を高め、会員相互の親睦をはかる。あわせて、児童及び会員の健康保持増進に関する企画を行い協力する。

二、広報委員会

広報活動を通じて会員の意思疎通をはかり、会員意識の高揚につとめる。

三、施設委員会

校舎校地等教育環境について調査研究し、その充実に協力する。

四、地区委員会

校外における児童の心身の健全な活動を推進し、その環境づくりと非行防止、交通安全確保につとめる。

五、学級委員会

学級児童の円満な成長と、学級会員相互の交流・福祉をはかり、学級相互の連絡調整につとめる。

第十九条 会長は運営委員会の申請に基づき必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第八章 委員長、副委員長、委員とその選出

第二十条 一、各学級より委員数名を選出し選出された委員は各委員会にわかれる。

- 二、各委員長、副委員長に立候補を希望するときは、運営委員会に原則十二月中に届け出ることができる。

三、二で選出されなかった場合、各委員の委員長、副委員長は本年度の委員の中から選ぶ。

第二十一条 委員長、副委員長及び委員の任務

- 一、委員長は所属委員会を招集し、所属事項に関する計画をたて、その結果を運営委員会の審議に付し、会の目的達成につとめる。
- 二、副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

三、委員長は事業計画により活動の中心となる。

第九章 集会

第二十二条 集会及びその招集は次のとおりとする。

一、総会

- ① 総会は全会員をもって構成され本会の最高議決機関である。

- ② 総会は会長が招集し、定足数は委任状を含め会員の五分の一以上とし、議決は出席の過半数とする。書面や電磁的記録等で開催の場合、定足数は委任状兼議決権行使書の提出が会員の五分の一以上とし、議決はその過半数とする。

- ③ 総会は年一回以上開く。但し運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の十分の一以上の要求があつた場合、会長は総会を招集する。

原則五月に行う総会は前年度事業及び決算報告、本年度事業計画及び予算の承認を行う。
原則三月に行う総会は次年度役員及び会計監査委員候補者の承認のみを案件とする場合に限りこれを文書による方法に代えることができるものとし、第十四条五の手続きを行う。

④総会の形式は対面のほか、書面や電磁的記録等で開催することができる。

二、運営委員会

- ① 運営委員会は、役員、各委員長、副委員長、学校長、教頭及び書記補をもって構成する。
- ② 本会の運営、事業計画、予算編成等につき総会を審議をする。
- ③ 会長が招集し、定足数は三分の二とする。

三、各委員会

会長又は委員長が必要と認めたとき、随時各委員会を招集する。
第二十三条 学校長、教頭、書記補及び役員は本会のすべての会合に出席して所管事項について発言することができる。

第十章 付則

第二十四条 この会則は昭和四十五年四月一日より実施する。

第二十五条 この会則の不備を補うため別に運営委員会の議を経て内規を定めることができる。

第二十六条 この会則に疑義を生じたときは、運営委員会にはかり、一般社会通念によって補う。

第二十七条 この会則は総会において出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。書面総会での議決の場合は議決権行使書に基づきその三分の二以上の賛成により改正することができる。

但し、改正案は総会前に全会員に通知しておかなければならない。

- (一部改正 平成九年三月一日)
- (一部改正 平成十二年三月四日)
- (一部改正 平成十三年三月三日)
- (一部改正 平成十四年三月一日)
- (一部改正 平成十七年三月八日)
- (一部改正 平成二十一年六月五日)
- (一部改正 平成二十四年三月三日)
- (一部改正 平成二十九年二月十四日)
- (一部改正 令和元年五月二十六日)
- (一部改正 令和二年五月二十八日)
- (一部改正 令和五年七月一日)